

電子申請サービスを利用する場合の操作マニュアル

- 1 インターネットで「富山県電子申請サービス」と検索し、電子申請の画面に入ります。
- 2 「申請先の選択」で「富山県」を選択します。

Toyama Prefecture and Municipalities Electronic Application Service

富山県電子申請サービス

富山県と県内の市町村への申請や申請用紙のダウンロードを行うことができます。

初めてご利用する方

- 初めて利用する方へ
- 動作環境
- 利用上の注意
- よくあるご質問

電子申請サービス 操作シミュレーション

電子申請による申請書入力・送信を疑似的に体験できます。

申請先の選択 (トップページ) 手続きの選択 手続き案内 申請書入力 申請完了

お知らせ

2018年10月30日 システム管理者

●●● こちらは、評価用システムです。 ●●● [詳細](#)

申請先の選択

下の一覧から申請先を選んで、クリックしてください。

都道府県

▶ **富山県**

市町村

あ ▶ [朝日町](#) ▶ [射水市](#) ▶ [魚津市](#) ▶ [小矢部市](#)

か ▶ [上市町](#) ▶ [黒部市](#)

た ▶ [高岡市](#) ▶ [立山町](#) ▶ [砺波市](#) ▶ [富山市](#) ▶ [16HARP](#)

- 3 「キーワードで絞り込む」に申請したい手続き名のキーワードを入力して検索してください。例〔砂利採取計画の認可申請〕
- 4 「手続きの選択」に検索結果が表示されますので、申請したい手続き名を選択してください。

検索条件

申請先:富山県 変更

キーワードで絞り込む

キーワードは100文字以内で入力してください。

砂利採取計画の認可申請 検索

(例)「落し物」「確定申告」など

⚠ スペースで区切ることで複数のキーワードで絞り込みできます。

手続種別で絞り込む

☐ 申請用紙ダウンロード可能

☐ 電子申請可能

☐ 電子証明書不要のみ

☐ オンライン支払可能

☐ シェアード利用可能

申請先の選択 (トップページ) 手続きの選択 手続き案内 申請書入力 申請完了

手続きの選択 (富山県)

・ご利用したい手続を選び、手続名をクリックしてください。
・手続を絞り込む場合は、ページ左の検索条件をご利用ください。

該当した手続： **1**件 ※50音順で表示しています。表示件数

検索条件 【キーワード】 砂利採取計画の認可申請

1

▶ 砂利採取計画の認可申請

砂利を採取または洗浄するには、事前に採取計画の認可を受ける必要があります。

オンライン支払 用紙DL 電子申請 電子証明書利用者登録

5 「手続案内」画面の下方にある「電子申請をする」を選択します。

「申請様式をダウンロードする」から様式をダウンロードすることもできます。

申請先の選択 (トップページ)

手続の選択

手続案内

申請書入力

申請完了

手続案内

- 選択された手続に関するご案内のページです。
- この手続についてのご質問は、下記「お問い合わせ先」までご連絡ください。

申請先	富山県																
手続名	砂利採取計画の認可申請																
お問い合わせ先	〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 土木部河川課 電話：076-444-3324																
概要説明	砂利を採取または洗浄するには、事前に採取計画の認可を受ける必要があります。																
手数料説明																	
支払方法	・ オンライン支払																
手数料	33,900 円																
支払期限	支払い可能になってから14日後の23時59分まで																
手続方法	【注意事項】 ・ 電子申請フォームから手数料を納付してください。(33,900円) ・ 支払い方法は、「クレジットカード」または「Pay-easy」決済となります。 ・ 手数料納付後、手続きが取りやめとなった場合でも、返金等の対応はいたしかねます。 ・ 申請書を含む申請書類はできる限り1つのPDFにまとめてファイルを添付してください。最大容量を超える場合は複数のファイルになっても構いません。(1ファイルあたり最大10MB、合計サイズは最大20MB) ・ 添付書類は、電子申請時に添付のほか、郵送や窓口への持参による提出も可能です。 ・ 紙での提出部数は、正副2通に加えて砂利採取場が存在する市町村の数に1を加えた数です。 【提出書類】 (1) 申請書 (2) 添付書類 ・ 陸砂利の場合 「陸砂利採取計画認可申請書添付書類」を参照 ・ 河川砂利の場合 「河川砂利採取に係る許認可申請添付書類一覧表」を参照 【手続窓口】 所管の各土木センター・土木事務所																
記載方法等	<受付窓口> 各土木センター企画管理課業務班、各土木センター各土木事務所業務課 <受付期間> 月～金 8:30～17:15 <問い合わせ先TEL> <table><tr><td>新川土木センター</td><td>0765-22-9115</td></tr><tr><td>入善土木事務所</td><td>0765-72-1243</td></tr><tr><td>富山土木センター</td><td>076-444-4446</td></tr><tr><td>立山土木事務所</td><td>076-463-1103</td></tr><tr><td>高岡土木センター</td><td>0766-26-8423</td></tr><tr><td>氷見土木事務所</td><td>0766-72-8205</td></tr><tr><td>小矢部土木事務所</td><td>0766-67-0262</td></tr><tr><td>砺波土木センター</td><td>0763-22-3547</td></tr></table>	新川土木センター	0765-22-9115	入善土木事務所	0765-72-1243	富山土木センター	076-444-4446	立山土木事務所	076-463-1103	高岡土木センター	0766-26-8423	氷見土木事務所	0766-72-8205	小矢部土木事務所	0766-67-0262	砺波土木センター	0763-22-3547
新川土木センター	0765-22-9115																
入善土木事務所	0765-72-1243																
富山土木センター	076-444-4446																
立山土木事務所	076-463-1103																
高岡土木センター	0766-26-8423																
氷見土木事務所	0766-72-8205																
小矢部土木事務所	0766-67-0262																
砺波土木センター	0763-22-3547																
公開期間	2022年03月16日～																
受付期間	公開期間と同じ																
用紙サイズ	縦 1ページ																

▼砂利採取計画の認可申請の申請様式一覧

- ★河川砂利採取に係る許認可申請添付書類一覧表.doc
- ★陸・山砂利採取に係る認可申請書添付書類一覧表.doc
- ①砂利採取計画認可申請書.rtf
- ②事業計画書.docx
- ③砂利採取計画及び埋戻し計画書.docx
- ④業務主任者に関する調書.docx
- ⑤施工計画書.doc
- ⑥誓約書.doc
- 記入例_砂利採取計画認可申請書.rtf

申請用紙をダウンロードする

電子申請をする(電子証明書が不要)

6 メールアドレスを入力し、ログイン画面しないで申請をするを選択します。

ログイン

- この手続きは利用者登録を行わなくても申請が可能です。
- 申請方法をメールでお知らせしますので、メールアドレスを入力してください。
- 利用者登録済の方は利用者IDとパスワードを入力して、「ログイン」ボタンをクリックし、ログインした上で申請することも可能です。

利用者登録を行って申請することも可能です。
利用者登録をすると、過去の申請提出履歴を
まとめて確認することができます。

メールアドレス
メールアドレス

 ログインしないで申請する

7 入力されたメールアドレス宛にメールが届きます。

そのメールに、次項以降で使用する申請用のリンクと、仮受付番号が記載されていますので、メールをご確認ください。

差出人 富山県電子申請サービス <shinsei-toyama@pref.toyama.lg.jp>
日付 2025/05/26 (月) 10:56
宛先 [REDACTED]

このメールは「富山県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービス
をご利用いただきありがとうございます。
手続きの申請方法をお知らせいたします。
本メールの内容をご確認の上、大切に保管してください。

【申請先】 富山県
【手続き名】 砂利採取計画の認可申請
【受付日時】 2025年05月26日 10時56分
【仮受付番号】117379
【有効期限】 2025年05月29日

■申請の方法
次のページから申請できます。
申請を開始するには上記の仮受付番号のほか、ご入力いただいた
メールアドレスが必要です。
有効期限を過ぎた場合はアクセスできなくなりますのでご注意ください。

【入力開始ページ】
<https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsJuminWeb/directCall.harp?actkey=I9S1bpTxHPv8qkonPDLVUg8eoQ7gUrYZuCUS0qvr1iZ/DcLicPRPUawZdybMR11tGNA2jC8qyBLVBUG-lzMB4mOhe0DP9lncdstkDjgGaQAKbGIAJjk6Z7W36-aXNwE8DgyZq5E272Jj/MTS/Lh>

※本メールはご入力いただいたメールアドレスにお送りしています。

申請開始

- メールアドレスと仮受付番号を入力して、「申請を開始する」ボタンをクリックしてください。

申請先	富山県
手続き名	砂利採取計画の認可申請
受付日時	2025年05月26日 10時56分

メールアドレス
仮受付番号
117379

申請を開始する

ここをクリック

登録メールアドレス、仮受付番号を入力
のうえ、「申請を開始する」を選択し

7 申請フォームを確認します。

砂利採取計画の認可申請

砂利採取を行うためには、事前に採取計画の認可を受ける必要があります。

申請者情報

【1】氏名又は名称 **必須**

例 1) 富山 太郎 例 2) 株式会社〇〇
(200文字まで)

【2】代表者の氏名

申請者が法人の場合は、代表者の氏名を入力してください。
例) 代表取締役 富山 花子
(200文字まで)

【3】申請者の住所又は主たる事務所の所在地 **必須**

例) 富山県富山市新総曲輪 1 - 7
(200文字まで)

担当者情報

【4】担当者の氏名 **必須**

申請の事務担当者の氏名を入力してください。
例) 〇〇株式会社 高岡 太郎
(200文字まで)

【5】電話番号 **必須**

(ハイフン区切り) 入力例:012-345-6789

【6】メールアドレス **必須**

確認のため再度同じメールアドレスを入力してください。

 @

砂利の種類

【7】砂利の種類 **必須**

今回の申請において、いずれの砂利を採取するのか、または洗浄のみであるかを選択してください。

- ☐ 陸砂利
- ☐ 山砂利
- ☐ 河川砂利
- ☐ 海砂利
- ☐ その他（洗浄のみ等）

申請先所属

【8】申請先所属 **必須**

採取予定地を管轄する土木センター・土木事務所を選択してください。

- ☐ 新川土木センター
- ☐ 入善土木事務所
- ☐ 富山土木センター
- ☐ 立山土木事務所
- ☐ 高岡土木センター
- ☐ 氷見土木事務所
- ☐ 小矢部土木事務所
- ☐ 砺波土木センター

各設問のフォームに入力してください。

この設問の選択結果で、各土木センター・土木事務所に申請が振り分けられます。

入力が完了したら、「次へ」を押下します。

次へ

8 添付資料選択画面を確認します。

申請書入力

添付資料選択

送信内容確認

送信完了

添付資料選択

申請に必要な添付資料の提出方法を指定してください。提出方法の申請時添付を指定した場合にのみファイル選択が可能になります。

【申請時添付】の場合、【参照】をクリックして対象ファイルを選択してください。

すべての添付資料について提出方法を指定したら【次へ】をクリックしてください。

添付可能な資料のファイルサイズは1ファイルあたり最大10 MB、合計サイズは最大20 MBです。

申請先

富山県

手続名

テスト

提出方法を選択してください。

文書名	必須/任意	提出方法	ファイル選択
申請図書 1	任意	☐ 申請時添付 ☐ 郵送で提出 ☐ 窓口で提出 ☐ 提出しない ファイルの選択 ファイルが選択されていません	
申請図書 2	任意	☐ 申請時添付 ☐ 郵送で提出 ☐ 窓口で提出 ☐ 提出しない ファイルの選択 ファイルが選択されていません	

次へ

申請書一時保存

入力途中の申請書を一時的に保存します

申請中止

申請書の入力を中止して「申請先の選択（トップページ）」へ戻ります

「申請時添付」の場合、申請書を含む申請書類はできる限り1つのPDFにまとめてファイルを添付してください。最大容量を超える場合は複数のファイルになっても構いません。（1ファイルあたり最大10MB、合計サイズは最大20MB）

資料の添付が完了したら、「次へ」を押下します。

9 送信内容を確認します。パスワードの入力を行い送信ボタンを押してください。

10 申請完了です。県で内容を確認し、不備がなければ入力されたメールアドレス宛にメールが届きます。

差出人 富山県電子申請サービス <shinsei-toyama@pref.toyama.lg.jp>
日付 2025/05/26 (月) 11:52
宛先

このメールは「富山県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

このたびは富山県電子申請サービスを
ご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、次の通り審査を開始しました
のでお知らせいたします。

【申請先】 富山県
【手続き名】砂利採取計画の認可申請
【受付日時】2025年05月26日 11時48分
【受付番号】 117379
【支払期限】2025年06月09日 23時59分
【支払額】 33,900 円
※上記金額のほか決済手数料が発生する場合があります。

■申請内容のご確認方法
次のページから確認できます。
申請内容を確認するには上記の受付番号のほか、ご入力いただ
いたメールアドレスおよびパスワードが必要です。

【申請内容確認ページ】
<https://hyouka.toyama.e-harp.jp/SdsLuminWeb/directCall.harp?actkey=I9S1bpTxHPv8qkonPDLVUuDli2SPF3zeJiq6lrBDZXM10P2CJsvxS7b6pwMd5dp8atORp>

■支払方法
次のお支払いページからお支払いしてください。
上記の申請内容のご確認方法にある「申請履歴」からでも同じお
支払ページにアクセスできます。

【お支払いページ】
<https://link.kessai.info/JLPCT/JLPcon?code=C4-QZU3Wcsi8VU494.-J.&rkbn=2>

手数料が必要な手続きは、こちらから支払い手続きを行ってください。納付を確認後、県で審査を行い、認可書等を交付します。
※手数料納付後、手続きが取りやめとなった場合でも、返金等の対応はいたしかねますので、ご了承ください。

11 申請者様の操作は一旦終了です。審査が完了した旨の連絡があるまでお待ちください。

県において、提出された書類のチェックを行います。
申請内容に不備がある場合、修正をお願いすることがあります。
登録したメールアドレス宛てに修正内容及び確認ページが送付されますので、申請先の指示に従い修正を行ってください。

12 審査が完了しましたら、お知らせメールが届きます。

このメールは「富山県電子申請サービス」
にご登録いただいたお客様のアドレスにお送りしています。
返信メールでお問い合わせいただいても、お答えができませんので
あらかじめご了承ください。

=====
このたびは富山県電子申請サービスを
ご利用いただきありがとうございます。
お客様からいただいた申請について、審査が完了いたしましたので
次のとおりお知らせいたします。

【申請先】 富山県
【手続名】 砂利採取計画の認可申請
【受付日時】 2025年05月26日 11時01分
【受付番号】 117379

【審査完了日時】 2025年05月26日 11時35分
【審査結果】 審査が完了いたしました。

12 手続き完了です。認可書等の交付がある場合は、県から認可書等を受け取って終了となります。

手続き完了